



宮 崎 県 公 報

平成25年3月4日(月曜日) 第2467号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則

- 障害者自立支援法施行細則及び宮崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (障害福祉課) 1
 - 県立農業大学校規則の一部を改正する規則………… (地域農業推進課) 3
 - 港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則の一部を改正する規則…………… (港湾課) 4
- ### 告 示
- 平成25年度における特定調達契約に係る競争入札参加資格…………… (総務事務センター) 6
 - 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機

頁

- 関 (育成医療及び更生医療) の所在地の変更… (障害福祉課) 7
- 有害興行の指定…………… (こども家庭課) 7

公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見…………… (商業支援課) 8
 - 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見…………… (“) 8
 - 争議行為の通知…………… (労働政策課) 8
 - 技能検定の実施…………… (“) 9
 - 技能検定 (基礎 1 級及び基礎 2 級) の実施………… (“) 10
 - 技能検定 (随時実施 3 級) の実施…………… (“) 11
 - 二級建築士及び木造建築士試験の実施…………… (建築住宅課) 12
- ### 正 誤
- 平成24年12月20日付け県公報 (第2448号) 中……………12

規 則

障害者自立支援法施行細則及び宮崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第2号

障害者自立支援法施行細則及び宮崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(障害者自立支援法施行細則の一部改正)

第1条 障害者自立支援法施行細則 (平成18年宮崎県規則第83号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>障害者自立支援法施行細則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>障害者自立支援法</u> (平成17年法律第 123号。以下「法」という。)、<u>障害者自立支援法施行令</u> (平成18年政令第10号。以下「政令」という。)) 及び<u>障害者自立支援法施行規則</u> (平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。)) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> (平成17年法律第 123号。以下「法」という。)、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令</u> (平成18年政令第10号。以下「政令」という。)) 及び<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則</u> (平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。)) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

別記様式第1号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」に、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に、「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」に改める。

別記様式第 2 号から別記様式第 7 号まで、別記様式第 10 号、別記様式第 13 号及び別記様式第 15 号(その 1) から別記様式第 19 号(その 3) まで中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

別記様式第 20 号中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

別記様式第 21 号から別記様式第 23 号まで中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(宮崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部改正)

第 2 条 宮崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則(平成 24 年宮崎県規則第 49 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定障害福祉サービスの事業の基準)</p> <p>第 4 条 前 2 条に定めるもののほか、指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準については、<u>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準</u>(平成 18 年厚生労働省令第 171 号)に定めるとおりとする。</p>	<p>(指定障害福祉サービスの事業の基準)</p> <p>第 4 条 前 2 条に定めるもののほか、指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準については、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準</u>(平成 18 年厚生労働省令第 171 号)に定めるとおりとする。</p>
<p>(指定障害者支援施設等の基準)</p> <p>第 5 条 第 2 条及び第 3 条に定めるもののほか、指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準については、<u>障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準</u>(平成 18 年厚生労働省令第 172 号)に定めるとおりとする。</p>	<p>(指定障害者支援施設等の基準)</p> <p>第 5 条 第 2 条及び第 3 条に定めるもののほか、指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準については、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準</u>(平成 18 年厚生労働省令第 172 号)に定めるとおりとする。</p>
<p>(基準該当障害福祉サービスの事業の基準)</p> <p>第 6 条 基準該当障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準は、<u>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準</u>に定めるとおりとする。</p>	<p>(基準該当障害福祉サービスの事業の基準)</p> <p>第 6 条 基準該当障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準</u>に定めるとおりとする。</p>
<p>(障害福祉サービス事業の基準)</p> <p>第 7 条 第 2 条及び第 3 条に定めるもののほか、障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準は、<u>障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準</u>(平成 18 年厚生労働省令第 174 号)に定めるとおりとする。</p>	<p>(障害福祉サービス事業の基準)</p> <p>第 7 条 第 2 条及び第 3 条に定めるもののほか、障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準</u>(平成 18 年厚生労働省令第 174 号)に定めるとおりとする。</p>
<p>(地域活動支援センターの基準)</p> <p>第 8 条 第 2 条及び第 3 条に定めるもののほか、地域活動支援センターの設備及び運営の基準は、<u>障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準</u>(平成 18 年厚生労働省令第 175 号)に定めるとおりとする。</p>	<p>(地域活動支援センターの基準)</p> <p>第 8 条 第 2 条及び第 3 条に定めるもののほか、地域活動支援センターの設備及び運営の基準は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準</u>(平成 18 年厚生労働省令第 175 号)に定めるとおりとする。</p>
<p>(福祉ホームの基準)</p> <p>第 9 条 第 2 条及び第 3 条に定めるもののほか、福祉ホームの設備及び運営の基準は、<u>障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準</u>(平成 18 年厚生労働省令第 176 号)に定めるとおりとする。</p>	<p>(福祉ホームの基準)</p> <p>第 9 条 第 2 条及び第 3 条に定めるもののほか、福祉ホームの設備及び運営の基準は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準</u>(平成 18 年厚生労働省令第 176 号)に定めるとおりとする。</p>
<p>(障害者支援施設の基準)</p> <p>第 10 条 第 2 条及び第 3 条に定めるもののほか、障害者支援施設の設備及び運営の基準は、<u>障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準</u>(平成 18 年厚生労働省令第 177 号)に定めるとおりとする。</p>	<p>(障害者支援施設の基準)</p> <p>第 10 条 第 2 条及び第 3 条に定めるもののほか、障害者支援施設の設備及び運営の基準は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準</u>(平成 18 年厚生労働省令第 177 号)に定めるとおりとする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の障害者自立支援法施行細則(以下「改正前の規則」という。)の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、同条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する改正前の規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

県立農業大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第3号

県立農業大学校規則の一部を改正する規則

県立農業大学校規則(昭和59年宮崎県規則第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																				
<p>(学科、専攻科及びコースの設置)</p> <p>第3条 農学部にあぐりビジネス学科、園芸経営学科及び畜産経営学科(以下これらを「学科」という。)並びに専攻科を置き、それぞれに置くコースは、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>コース</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>畜産経営学科</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>専攻科</td> <td>農産コース 園芸コース 畜産コース</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 学科においては、優れた農業経営者等の養成のための農業に関する知識及び技術についての教育を行う。</p> <p>3 専攻科においては、地域農業を先導する指導者等の養成のための農業に関する知識及び技術についての教育を行う。</p> <p>(修業年限及び入校定員)</p> <p>第4条 学科の修業年限は、2年とし、入校定員は、1学年当たり65人とする。</p> <p>2 専攻科の修業年限は、2年又は1年とし、入校定員は、1学年当たり2年課程は10人、1年課程は若干人とする。</p> <p>(入学資格)</p> <p>第8条 農学部に入學できる者は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>入学資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学科</td> <td>学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校を卒業した者その他の同法第90条第1項に規定する者</td> </tr> <tr> <td>専攻科</td> <td>大学の学科を卒業した者若しくは学校教育法に基づく短期大学において農業を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は知事がこれと同等以上の学力があると認めた者</td> </tr> </tbody> </table> <p>(入学希望の手続)</p> <p>第9条 農学部に入學を希望する者は、入学願書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて校長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 学科に入學を希望する者にあつては、高等学校若しくは中等教育学校の調査書又は入学資格を有することを証明する書面</p> <p>(2) 専攻科に入學を希望する者にあつては、最終学校の成績証明書又は入学資格を有することを証明する書面</p> <p>(入学試験及び入学の許可)</p> <p>第10条 [略]</p>	区分	コース	[略]		畜産経営学科	[略]	専攻科	農産コース 園芸コース 畜産コース	区分	入学資格	学科	学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校を卒業した者その他の同法第90条第1項に規定する者	専攻科	大学の学科を卒業した者若しくは学校教育法に基づく短期大学において農業を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は知事がこれと同等以上の学力があると認めた者	<p>(学科及びコースの設置)</p> <p>第3条 農学部にあぐりビジネス学科、園芸経営学科及び畜産経営学科を置き、それぞれに置くコースは、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>コース</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>畜産経営学科</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(修業年限及び入校定員)</p> <p>第4条 農学部の修業年限は、2年とし、入校定員は、1学年当たり65人とする。</p> <p>(入学資格)</p> <p>第8条 農学部に入學できる者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項に規定する者とする。</p> <p>(入学希望の手続)</p> <p>第9条 農学部に入學を希望する者は、入学願書(別記様式第1号)に高等学校若しくは中等教育学校の調査書又は入学資格を有することを証明する書面を添えて校長に提出しなければならない。</p> <p>(入学試験及び入学の許可)</p> <p>第10条 [略]</p>	区分	コース	[略]		畜産経営学科	[略]
区分	コース																				
[略]																					
畜産経営学科	[略]																				
専攻科	農産コース 園芸コース 畜産コース																				
区分	入学資格																				
学科	学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校を卒業した者その他の同法第90条第1項に規定する者																				
専攻科	大学の学科を卒業した者若しくは学校教育法に基づく短期大学において農業を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は知事がこれと同等以上の学力があると認めた者																				
区分	コース																				
[略]																					
畜産経営学科	[略]																				

<p>2 [略]</p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず、校長は、県内の高等学校又は中等教育学校を優秀な成績で卒業する見込みの者については、<u>学科の筆記試験を免除することができる。</u></p> <p>(入寮)</p> <p>第12条 <u>学科の</u>学生は、<u>大学校に設置された寮</u>に入居しなければならない。ただし、特別の理由により校長の許可を受けた者は、この限りでない。</p> <p>(称号の授与)</p> <p>第18条 校長は、第16条の規定による卒業を認めた<u>学科の</u>学生に対して宮崎県農業士及び専門士（農業専門課程）の称号を授与する。</p> <p><u>2 校長は、第16条の規定による卒業を認めた専攻科（2年課程に限る。）の学生に対して専門士（農業専門課程）の称号を授与する。ただし、過去に前項の規定により専門士（農業専門課程）の称号を授与された者についてはこの限りでない。</u></p> <p>附 則 (平成22年度における<u>学科の</u>入校定員の特例)</p> <p>4 平成22年度における<u>学科の入校定員</u>に係る第4条第1項の適用については、<u>同項中「65人」とあるのは「75人」とする。</u></p> <p>別記 様式第1号（その1）（第9条関係） 入 学 願 書 (<u>学 科 推 薦</u>)</p> <p>[略]</p> <p>県立農業大学校 学科 <u>経営コース</u>に入学したいので、関係書類を添えてお願いします。</p> <p>第2志望 学科 <u>経営コース</u></p> <p>[略]</p> <p>様式第1号（その2）（第9条関係） 入 学 願 書 (<u>学 科 一 般</u>)</p> <p>[略]</p> <p>県立農業大学校 学科 <u>経営コース</u>に入学したいので、関係書類を添えてお願いします。</p> <p>第2志望 学科 <u>経営コース</u></p> <p>[略]</p>	<p>2 [略]</p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず、校長は、県内の高等学校又は中等教育学校を優秀な成績で卒業する見込みの者については、<u>筆記試験を免除することができる。</u></p> <p>(入寮)</p> <p>第12条 学生は、<u>大学校に設置された寮</u>に入居しなければならない。ただし、特別の理由により校長の許可を受けた者は、この限りでない。</p> <p>(称号の授与)</p> <p>第18条 校長は、第16条の規定による卒業を認めた学生に対して宮崎県農業士及び専門士（農業専門課程）の称号を授与する。</p> <p>附 則 (平成22年度における入校定員の特例)</p> <p>4 平成22年度における入校定員に係る第4条の適用については、<u>同条中「65人」とあるのは「75人」とする。</u></p> <p>別記 様式第1号（その1）（第9条関係） 入 学 願 書 (<u>推 薦</u>)</p> <p>[略]</p> <p>県立農業大学校 学科 <u>コース</u>に入学したいので、関係書類を添えてお願いします。</p> <p>第2志望 学科 <u>コース</u></p> <p>[略]</p> <p>様式第1号（その2）（第9条関係） 入 学 願 書 (<u>一 般</u>)</p> <p>[略]</p> <p>県立農業大学校 学科 <u>コース</u>に入学したいので、関係書類を添えてお願いします。</p> <p>第2志望 学科 <u>コース</u></p> <p>[略]</p>
--	--

別記様式第1号（その3）を削る。
別記様式第5号（その1）を別記様式第5号とする。
別記様式第5号（その2）及び別記様式第5号（その3）を削る。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第4号

港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則（昭和38年宮崎県規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(許可申請書)</p> <p>第8条 次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、それぞれ当該各号に掲げる許可申請書（法人の場合にあっては役員名簿（別記様式第1号）を含む。）を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(2)の2 [略]</p>	<p>(許可申請書)</p> <p>第8条 次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、それぞれ当該各号に掲げる許可申請書（法人の場合にあっては役員名簿（別記様式第1号）を含む。）を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(2)の2 [略]</p>

(2)の3 条例第9条第1項前段の規定による係留施設の使用の許可(宮崎港マリナ施設に限る。) 係留施設(浮棧橋)使用許可申請書(別記様式第2号の4)

(2)の4 [略]

(3) 条例第9条第1項前段の規定による使用の許可(前各号及び次号から第13号までに掲げる許可に該当するものを除く。) 港湾施設(荷さばき地等)使用許可申請書(別記様式第3号)

(4)・(5) [略]

(6) 条例第9条第1項前段の規定による上下架施設の使用の許可 上下架施設使用許可申請書(別記様式第6号)

(7)・(8) [略]

(9) 条例第9条第1項前段の規定によるボートヤード・メンテナンスヤードの使用の許可 ボートヤード・メンテナンスヤード使用許可申請書(別記様式第8号)

(10)・(11) [略]

(12) 条例第9条第1項前段の規定によるマリナ船台の使用の許可 マリナ船台使用許可申請書(別記様式第10号)

(13)~(18) [略]

(指定管理者が行う使用の許可)

第18条 条例第17条の8において読み替えて適用する条例第9条の規定による指定管理者が行う許可は、次のとおりとする。

(1) 係留施設(浮棧橋に限る。)の使用の許可

(2) 上下架施設の使用の許可

(3) [略]

(4) ボートヤード・メンテナンスヤードの使用の許可

(5) マリナ船台の使用の許可

(6) [略]

様式第2号の4(第8条関係)

係留施設(浮棧橋)使用許可申請書

[略]

係留施設(浮棧橋)を使用したいので、宮崎県港湾管理条例第9条第1項の規定により、許可の申請をします。

[略]

船種及び船名	
[略]	
船舶の深さ	[略]
[略]	

(注) (1)~(3) [略]

[略]

(2)の3 条例第9条第1項前段の規定による係留施設及びボートヤードの使用の許可(宮崎港マリナ施設に限る。) 係留施設(浮棧橋)・ボートヤード使用許可申請書(別記様式第2号の4)

(2)の4 [略]

(3) 条例第9条第1項前段の規定による使用の許可(前各号及び次号から第11号までに掲げる許可に該当するものを除く。) 港湾施設(荷さばき地等)使用許可申請書(別記様式第3号)

(4)・(5) [略]

(6)・(7) [略]

(8) 条例第9条第1項前段の規定によるメンテナンスヤード、上下架施設及びマリナ船台の使用の許可 メンテナンスヤード・上下架施設・マリナ船台使用許可申請書(別記様式第8号)

(9)・(10) [略]

(11)~(16) [略]

(指定管理者が行う使用の許可)

第18条 条例第17条の8において読み替えて適用する条例第9条の規定による指定管理者が行う許可は、次のとおりとする。

(1) 係留施設(浮棧橋に限る。)及びボートヤードの使用の許可

(2) [略]

(3) メンテナンスヤード、上下架施設及びマリナ船台の使用の許可

(4) [略]

様式第2号の4(第8条関係)

係留施設(浮棧橋)・ボートヤード使用許可申請書

[略]

係留施設(浮棧橋)・ボートヤードを使用したいので、宮崎県港湾管理条例第9条第1項の規定により、許可の申請をします。

[略]

施設名	<u>浮棧橋</u>	<u>ボートヤード</u>
船種及び船名		
[略]		
船舶の深さ	[略]	
	※浮棧橋の使用の場合に記入	
船舶の重量		トン
	※ボートヤードの使用の場合に記入	
使用の別	<u>専用使用</u>	<u>一般使用</u>
[略]		

(注) (1)~(3) [略]

(4) 一般使用の場合は、添付図書類の(2)及び(3)を省略することができる。

[略]

別記様式第6号を次のように改める。

別記様式第6号 削除

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																						
<p>様式第 8 号 (第 8 条関係)</p> <p style="text-align: center;">ボートヤード・メンテナンスヤード使用許可申請書</p> <p>[略]</p> <p>宮崎県港湾管理条例第 9 条第 1 項の規定により、ボートヤード・メンテナンスヤード及び上下架施設を使用したいので、許可されるよう申請します。</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">船種及び船名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>船舶の幅の長さ</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共同所有者の有無</td> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>(注) (1)～(3) [略]</p> <p>(4) 1 月未満のボートヤードの使用及びメンテナンスヤードの使用の場合は、添付書類の(2)から(4)までを省略することができる。</p> <p>[略]</p>	船種及び船名		[略]		船舶の幅の長さ	[略]	[略]		共同所有者の有無	[略]	<p>様式第 8 号 (第 8 条関係)</p> <p style="text-align: center;">メンテナンスヤード・上下架施設・マリーナ船台使用許可申請書</p> <p>[略]</p> <p>メンテナンスヤード・上下架施設・マリーナ船台を使用したいので、宮崎県港湾管理条例第 9 条第 1 項の規定により、許可の申請をします。</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">施設名</td> <td>メンテナンスヤード 上下架施設 マリーナ船台</td> </tr> <tr> <td>船種及び船名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>船舶の幅</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共同所有者の有無</td> <td>[略] ※メンテナンスヤードの使用の場合に記入</td> </tr> </table> <p>(注) (1)～(3) [略]</p> <p>(4) メンテナンスヤードの使用の場合は、次の書類を添付すること。ただし、使用期間が 1 月未満の場合は、添付書類の(2)及び(3)を省略することができる。</p> <p>[略]</p>	施設名	メンテナンスヤード 上下架施設 マリーナ船台	船種及び船名		[略]		船舶の幅	[略]	[略]		共同所有者の有無	[略] ※メンテナンスヤードの使用の場合に記入
船種及び船名																							
[略]																							
船舶の幅の長さ	[略]																						
[略]																							
共同所有者の有無	[略]																						
施設名	メンテナンスヤード 上下架施設 マリーナ船台																						
船種及び船名																							
[略]																							
船舶の幅	[略]																						
[略]																							
共同所有者の有無	[略] ※メンテナンスヤードの使用の場合に記入																						

別記様式第10号を次のように改める。

別記様式第10号 削除

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

告 示

宮崎県告示第 124号

平成25年度において、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年宮崎県規則第69号)第2条第5号に規定する特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格を次のとおり告示する。

平成25年3月4日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 調達をする物品等又は特定役務の種類
別表に掲げる種目のとおり
- 競争入札の参加者の資格
物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号。以下「要綱」という。)に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- 入札参加資格審査の申請の方法、時期等
 - 申請の方法
要綱第3条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)及びその申請書に添付する書類(要綱第3条第2項に規定する添付書類をいう。以下同じ。)は、持参又は送付(郵便にあっては、書留に限る。)により提出す

ること。

なお、申請書類(申請書及びその申請書に添付する書類をいう。以下同じ。)を提出する際は、参加希望の入札案件名を申し出ること。

- 申請書類の受付期間
申請書類は、随時(土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前8時30分から午後5時まで)受け付けるが、入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。
- 申請書の配布場所及び申請書類の提出場所並びに申請についての問合せ先
宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208
なお、申請書は、県庁ホームページの「申請書ダウンロード」の画面からダウンロード可能。
- 申請書類の作成に用いる言語及び通貨
申請書の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
なお、申請書に添付する書類のうち外国語で記載したものには、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、郵便により通知する。
- 資格の有効期間及び更新手続

- (1) 有効期間
資格を取得した日から平成26年9月30日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
有効期間の更新を希望する者は、平成26年7月1日から平成26年7月31日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に有効期間更新の申請を行うこと。
- 6 その他
要綱に基づき資格を有している者(この告示の公表の際現に資格の申請を行っている者を含む。)は、同じ種目の資格を要件とする競争入札については、この告示による申請の必要はない。

別表

業 種	営 業 種 目	種 目
物品に関する業種	文具・事務機類	紙・文具
		事務機器
		OA機器
		視聴覚教材機器
		印章
	一般機械器具類	家電製品
		電気機器
		通信機器
		厨房機器
		防災保安機器
		工作機器
		その他
	医療・理化学機器類	医療機器
		理化学機器
		計測機器
		介護福祉機器
	農林水産・土木機器類	農林水産業機器
		建設土木機器
	材料類	土建用資材
		標識
		塗料
		諸材
	車両・船舶・航空機類	車両販売・整備
		船舶販売・整備
		航空機販売・整備
		バイク・自転車
	印刷類	平版活版
		軽印刷
		フォーム印刷
		特殊印刷
		青写真
航空写真・マイクロ写真		
薬品類	医薬品	
	農業薬品	
	化学工業薬品	
燃料類	石油製品	
	高圧ガス	
家具・木工類	家具・木工	
	室内装飾・畳	
寝具・被服類	寝具	
	被服・装備品	
	消防・警察用品	

	百貨・日用品類	靴・鞆
		百貨
		記念品・美術品
		写真・カメラ
		時計・貴金属
		ガラス・陶器
		楽器
		スポーツ用品
		金物・荒物・雑貨
	食品	
看板・旗類	看板	
	旗・染物	
その他	シート・テント	
	肥飼料・種苗	
	書籍	
	古物買受	
	その他	
サービス(役務の提供)に関する業種	賃貸業務	電算機器
		事務機器
		その他
	広告・宣伝	広告代理
		催事企画展示
		デザイン制作
		その他
	電算業務	電算処理(システム開発を含む。)
		データエントリ
		その他
	その他	クリーニング
		運送
		廃棄物処理
調査・研究・検査		
その他		

宮崎県告示第 125号

障害者自立支援法(平成17年法律第 123号)第64条の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成25年3月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	所在地		変 更 年月日
		変更前	変更後	
坂尾薬局	小林市	小林市野尻町東麓2197	小林市野尻町東麓2196	平成25年2月1日

宮崎県告示第 126号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例(昭和52年宮崎県条例第27号)第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成25年3月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
24年-87	映画	私は、変態 もう、便所まで待てない	浜野組 ＜新日本映像＞	平成25年 2 月21日
24 -88	映画	不倫旅情 淫液で満たす夜	友松組 ＜オーピー映画＞	
24 -89	映画	R-18文学賞vol. 2 ～ジェリーフィッシュ～	ブースタープロジェクト、吉本興業 ＜よしもとクリエイティブエージェンシー＞	
24 -90	映画	巨乳マッサージしびれて絶頂	清水組 ＜オーピー映画＞	
24 -91	映画	艶めき和服妻の痴態	後藤組 ＜オーピー映画＞	
24 -92	映画	母と娘 よがり比べ	深町組 ＜新東宝映画＞	
24 -93	映画	欲情人妻姉妹	福原組 ＜新東宝映画＞	
24 -94	映画	悪魔の毒々モンスター (原題) THE TOXIC AVENGER	エデン (アメリカ)	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、西都市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成25年3月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）チェックランド西都店・宮崎カメラ西都店
西都市大字妻平田1657番地1 外2筆
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第5条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の新設
平成24年10月31日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
平成25年3月4日から平成25年4月4日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、延岡市から意見を聴取したので当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成25年3月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス川原崎店・小川商店
延岡市川原崎町 257 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の名称の変更
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
平成24年11月30日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
平成25年3月4日から平成25年4月4日まで

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、井上病院労働組合から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成25年3月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 争議行為の目的
2013年度賃金及び諸要求について
- 2 争議行為の日時
平成25年3月5日 午前8時30分から争議解決に至るまで
- 3 争議行為を行う場所
宮崎市大字芳土80番地

医療法人清芳会 井上病院内

4 争議行為の概要

ストライキを含むいっさいの争議行為

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成25年度技能検定試験（前期）を次のとおり実施する。

平成25年3月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 実施職種

(1) 1級及び2級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業）、放電加工（ワイヤ放電加工作業）、鉄工（製缶作業、構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、仕上げ（金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、FRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、表装（表具作業、壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(2) 3級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤作業）、機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(3) 単一等級

路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカール工事作業）

2 実施等級等

1級、2級、3級及び単一等級（各等級の実施職種は、前記1のとおりとする。）

3 技能検定試験の実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

実技試験は、平成25年6月5日（水曜日）から平成25年9月10日（火曜日）までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

実技試験の手数料は、次のとおりとする。

全職種 16,500円

高等学校、専修学校、各種学校の在校生が3級実技試験を受検する場合の手数料は、次のとおりとする。

全職種 11,000円

エ 問題の公表

実技試験問題は、平成25年5月29日（水曜日）以降に、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

学科試験の実施期日は、次のとおりとする。

検 定 職 種	実施期日
園芸装飾、造園、機械加工、機械保全、電子機器組立て、フラワー装飾	平成25年7月21日 (日曜日) 3級の職種が対象
造園、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工、塗装	平成25年8月25日 (日曜日) 3級以外の職種
機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工	平成25年9月1日 (日曜日) 3級以外の職種
園芸装飾、放電加工、建築板金、仕上げ、電気機器組立て、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾、路面標示施工	平成25年9月8日 (日曜日) 3級以外の職種

イ 実施場所

学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

全職種 3,100円

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

宮崎県職業能力開発協会

(3) 受付期間

平成25年4月8日（月曜日）から平成25年4月19日（金曜日）まで

(4) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書の用紙及び受検案内は、宮崎県商工観光労働部労働政策課、県立産業技術専門校及び宮崎県職業能力開発協会に交付する。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付ける。

5 手数料の納付方法

(1) 実技試験の手数料の額（16,500円、ただし高等学校、専修学校、各種学校の在校生が3級実技試験を受検する場合は11,000円）及び学科試験の手数料の額（3,100円）を申請書に添え付すること。

(2) 手数料は、現金又は銀行振込で納入すること。

(3) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る

<p>手数料の納付は要しない。</p> <p>(4) 申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。</p> <p>6 合格の発表等</p> <p>(1) 実技試験又は学科試験の合格通知 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、宮崎県職業能力開発協会が合格発表日後に書面で通知する。</p> <p>(2) 技能検定合格者の発表 技能検定合格者の受検番号は、3級については平成25年8月23日（金曜日）その他については、平成25年10月4日（金曜日）県庁本館前掲示板に公示する。</p> <p>(3) 技能検定合格証書等の交付 1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者には知事名の合格証書を交付する。また、このほか、厚生労働大臣から1級の技能検定の合格者には1級技能士章を、2級の技能検定の合格者には2級技能士章を、3級の技能検定の合格者には3級技能士章を、単一等級の技能検定の合格者には単一等級技能士章をそれぞれ交付する。</p> <p>7 その他 技能検定について不明な点は、宮崎県商工観光労働部労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。 宮崎県商工観光労働部労働政策課 所在地 宮崎市橋通東2丁目10番1号（県庁8号館3階） 電 話 0985（26）7107 宮崎県職業能力開発協会 所在地 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3 電 話 0985（58）1570</p> <hr/> <p>職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成25年度技能検定試験（基礎1級及び基礎2級）を次のとおり実施する。 平成25年3月4日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p> <p>1 実施職種 さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装</p> <p>2 実施等級等 技能検定は、前記1に掲げる検定職種について基礎1級及び基礎2級に区分し、実技試験及び学科試験によって行う。</p> <p>3 技能検定試験の実施期日及び実施場所等</p> <p>(1) 実技試験 ア 実施期日 実技試験は、平成25年4月1日（月曜日）から平成26年3</p>	<p>月31日（月曜日）までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。</p> <p>イ 実施場所 実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。</p> <p>ウ 手数料 全職種 16,500円</p> <p>エ 問題の公表 実技試験問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。</p> <p>(2) 学科試験 ア 実施期日 学科試験は、平成25年4月1日（月曜日）から平成26年3月31日（月曜日）までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。</p> <p>イ 実施場所 学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。</p> <p>ウ 手数料 全職種 3,100円</p> <p>4 受検申請の手続</p> <p>(1) 提出書類 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）</p> <p>(2) 提出先 宮崎県職業能力開発協会</p> <p>(3) 受付期間 平成25年4月1日（月曜日）から平成26年3月31日（月曜日）まで</p> <p>(4) 受検申請に関する注意事項 ア 申請書の用紙は、宮崎県職業能力開発協会で作成する。 なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（宛先を明記し、140円切手を貼ったもの）を同封すること。 イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。</p> <p>5 手数料の納付方法 実技試験の手数料の額（16,500円）及び学科試験の手数料の額（3,100円）を申請書に添えて納付すること。</p> <p>6 合格の発表等</p> <p>(1) 実技試験又は学科試験の可否通知 実技試験又は学科試験の可否結果については、宮崎県職業能力開発協会が書面で通知する。</p> <p>(2) 技能検定合格証書の交付 基礎1級及び基礎2級の技能検定の合格者には、知事名の合格証書を交付する。</p> <p>7 その他 基礎1級及び基礎2級の技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能の認定に活用する。 なお、基礎1級及び基礎2級の技能検定について、試験を行わない職種（免除資格者に対するものなど）もあるので、不明な点は、宮崎県商工観光労働部労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。 宮崎県商工観光労働部労働政策課</p>
---	--

所在地 宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号 (県庁 8 号館 3 階)

電 話 0985 (26) 7107

宮崎県職業能力開発協会

所在地 宮崎市学園木花西 2 丁目 4 番地 3

電 話 0985 (58) 1570

職業能力開発促進法 (昭和 44 年法律第 64 号) 第 46 条第 2 項の規定により、平成 25 年度技能検定試験 (随時実施 3 級) を次のとおり実施する。

平成 25 年 3 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 実施職種

さく井 (パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業)、鋳造 (鋳鉄鋳物鋳造作業、銅合金鋳物鋳造作業、軽合金鋳物鋳造作業)、鍛造 (ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業)、機械加工 (普通旋盤作業、フライス盤作業)、金属プレス加工 (金属プレス作業)、鉄工 (構造物鉄工作業)、建築板金 (ダクト板金作業)、工場板金 (機械板金作業)、めっき (電気めっき作業、溶融亜鉛めっき作業)、アルミニウム陽極酸化処理 (陽極酸化処理作業)、仕上げ (治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、機械検査 (機械検査作業)、ダイカスト (ホットチャンバダイカスト作業、コールドチャンバダイカスト作業)、機械保全 (機械系保全作業)、電子機器組立て (電子機器組立て作業)、電気機器組立て (回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造 (プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業)、冷凍空気調和機器施工 (冷凍空気調和機器施工作業)、染色 (糸浸染作業、織物・ニット浸染作業)、ニット製品製造 (丸編みニット製造作業、靴下製造作業)、婦人子供服製造 (婦人子供既製服製造作業)、紳士服製造 (紳士既製服製造作業)、寝具製作 (寝具製作作業)、帆布製品製造 (帆布製品製造作業)、布はく縫製 (ワイシャツ製造作業)、家具製作 (家具手加工作業)、建具製作 (木製建具手加工作業)、紙器・段ボール箱製造 (印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業、段ボール箱製造作業)、印刷 (オフセット印刷作業)、製本 (製本作業)、プラスチック成形 (圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業、ブロー成形作業)、強化プラスチック成形 (手積み積層成形作業)、石材施工 (石材加工作業、石張り作業)、パン製造 (パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造 (ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造 (かまぼこ製品製造作業)、建築大工 (大工工事作業)、かわらぶき (かわらぶき作業)、とび (とび作業)、左官 (左官作業)、タイル張り (タイル張り作業)、配管 (建築配管作業、プラント配管作業)、型枠施工 (型枠工事作業)、鉄筋施工 (鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工 (コンクリート圧送工事作業)、防水施工 (シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工 (プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業)、熱絶縁施工 (保温保冷工事作業)、サッシ施工 (ビル用サッシ施工作業)、ウェルポイント施工 (ウェルポイント工事作業)、表装 (壁装作業)、塗装 (建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業)、工業包装 (工業包装作業)

2 実施等級等

前記 1 に掲げる職種の実施等級は 3 級とし、検定試験は実技試験及び学科試験によって行う。

3 受検資格

随時実施 3 級の技能検定を受検できる者は、前記 1 に掲げる職種の基礎 1 級又は基礎 2 級技能検定に合格した者とする。

なお、基礎 1 級又は基礎 2 級技能検定に合格した者は、前期及び後期における 3 級技能検定は受検できないこととする。

4 技能検定試験の実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

実技試験は、平成 25 年 4 月 1 日 (月曜日) から平成 26 年 3 月 31 日 (月曜日) までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

全職種 16,500 円

エ 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

学科試験は、平成 25 年 4 月 1 日 (月曜日) から平成 26 年 3 月 31 日 (月曜日) までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

全職種 3,100 円

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書 (以下「申請書」という。)

(2) 提出先

宮崎県職業能力開発協会

(3) 受付期間

平成 25 年 4 月 1 日 (月曜日) から平成 26 年 3 月 31 日 (月曜日) まで

(4) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書の用紙は、宮崎県職業能力開発協会で作成する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒 (宛先を明記し、140 円切手を貼ったもの) を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

6 手数料の納付方法

実技試験の手数料の額 (16,500 円) 及び学科試験の手数料の額 (3,100 円) を申請書に添えて納付すること。

7 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の可否通知

実技試験又は学科試験の可否結果については、宮崎県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書の交付

随時実施 3 級の技能検定の合格者には、知事名の合格証書を交付する。

8 その他

前期及び後期における 3 級技能検定と随時実施における 3 級技能検定は、同等・同一のものであるが、随時実施 3 級の技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能の認定を目的とする。

なお、随時実施 3 級の技能検定について、試験を行わない職種（免除資格者に対するものなど）もあるので、不明な点は、宮崎県商工観光労働部労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。

宮崎県商工観光労働部労働政策課

所在地 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号（県庁 8 号館 3 階）

電 話 0985 (26) 7107

宮崎県職業能力開発協会

所在地 宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3

電 話 0985 (58) 1570

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 13 条の規定により、平成 25 年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第 15 条の 6 第 1 項に規定する宮崎県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成 25 年 3 月 4 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 試験の日時

試験の区分	学科の試験	設計製図の試験
二級建築士試験	平成 25 年 7 月 7 日 （日曜日） 午前 10 時 00 分から 午後 5 時 10 分まで	平成 25 年 9 月 15 日 （日曜日） 午前 11 時 00 分から 午後 4 時 00 分まで
木造建築士試験	平成 25 年 7 月 28 日 （日曜日） 午前 10 時 00 分から 午後 5 時 10 分まで	平成 25 年 10 月 13 日 （日曜日） 午前 11 時 00 分から 午後 4 時 00 分まで

2 試験の場所

試験の区分	学科の試験	設計製図の試験
二級建築士試験	宮崎市霧島 1 丁目 1 番地 1 J A アズムホール	宮崎市霧島 1 丁目 1 番地 1 J A アズムホール
木造建築士試験	宮崎市霧島 1 丁目 1 番地 1 J A アズムホール	宮崎市霧島 1 丁目 1 番地 1 J A アズムホール

3 受験申込受付場所、受付期間及び受付時間

受付場所	受付期間及び受付時間
宮崎市別府町 2 番 12 号 宮崎建友会館 3 階 （社）宮崎県建築士会	平成 25 年 4 月 11 日（木曜日）から 平成 25 年 4 月 15 日（月曜日）までの 午前 10 時から午後 5 時まで
宮崎市霧島 1 丁目 1 番地 1 J A アズムホール 1 階中会議室	平成 25 年 4 月 11 日（木曜日）から 平成 25 年 4 月 15 日（月曜日）までの 午前 10 時から午後 5 時まで
都城市北原町 26 街区 13 号 都城地区建設業協会	平成 25 年 4 月 11 日（木曜日）及び 平成 25 年 4 月 12 日（金曜日）の 午前 10 時から午後 5 時まで
延岡市東本小路 131 番地 5 延岡市民協働まちづくりセンター 3 階	平成 25 年 4 月 11 日（木曜日）及び 平成 25 年 4 月 12 日（金曜日）の 午前 10 時から午後 5 時まで

4 インターネットによる受験申込

受付サイト	受付期間及び受付時間
財団法人建築技術教育普及センターのホームページ （ http://www.jaeic.jp/ ）	平成 25 年 3 月 28 日（木曜日）から 平成 25 年 4 月 3 日（水曜日）まで 受付開始日の午前 10 時から 受付終了日の午後 4 時まで

5 郵送による受験申込

郵送先	受付期間
〒 104-0031 東京都中央区京橋 2 丁目 14 番 1 号 （財）建築技術教育普及センター 本部	平成 25 年 3 月 19 日（火曜日）から 平成 25 年 4 月 3 日（水曜日）まで

6 受験手数料

16,900 円

7 その他

その他の詳細については、宮崎県県土整備部建築住宅課（電話 0985-26-7195）、財団法人建築技術教育普及センター九州支部（電話 092-471-6310）又は社団法人宮崎県建築士会（電話 0985-27-3425）まで問い合わせること。

正 誤

平成 24 年 12 月 20 日付け県公報（第 2448 号）中

ページ	行	誤	正
12	46	宮崎県政務活動費の交付に関する条例第 7 条	宮崎県政務活動費の交付に関する条例第 7 条

--	--	--	--

--	--